

連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護重要事項説明

(令和8年 2月 1日現在)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-370-2202 (午前8時30分～午後5時30分まで)

管理者 大作 智恵

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 ホームヘルパーステーションやのくち正吉苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

| | |
|---------------|---------------------------|
| 事業所番号 | 1395100058 |
| 事業所名 | ホームヘルパーステーションやのくち正吉苑 |
| 所在地 | 〒206-0812 東京都稲城市矢野口1804-3 |
| サービスを提供する地域 ※ | 稲城市 |

(2) 同事業所の職員体制

| 管理者兼務 | 計画作成責任者兼務 | オペレーター兼務 | ホームヘルパー兼務 | 訪問看護兼務 | 計 |
|-----------|-----------|-------------|------------|-----------|-------------|
| 1名 (0) | 1名 (0) | 16名 (14) | 10名 (8) | 1名 (0) | 18名 (15) |

()内は、非常勤

(3) 営業日・営業時間

| | |
|------|------|
| 営業日 | 年中無休 |
| 営業時間 | 24時間 |
| 休日 | なし |

(4) サービスの提供時間帯

24時間対応

3 サービスの内容

(1) 定期巡回サービス

ヘルパーが、定期的に居宅を巡回し日常生活上のお世話をを行います。

①起床介助・就寝介助 ②洗面等・身体整容(日常的なもの) ③更衣介助
④食事介助 ⑤服薬介助 ⑥排泄介助(陰部洗浄) ⑦清拭 ⑧体位変換 ⑨移動・
移乗介助等 ⑩入浴介助 ⑪外出援助

これら身体介護に付随する生活援助

⑫掃除・洗濯 ⑬ベットメイク ⑭衣類・被服の整理、補修 ⑮調理、配下膳
⑯買い物・薬とり等 ⑰安否確認・見守り ⑱健康チェック ⑲生活支援全般等
但し、アセスメントによりサービスが必要と認める場合による。

(2) 随時対応サービス

あらかじめ心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、24時間体制で、ケアコール端末機緊急通報等をオペレーターが対応し、通報内容等を基に利用者様の状況を判断して、ヘルパー派遣等の判断をいたします。

(3) 随時訪問サービス

随時対応サービスにおける訪問の可否等の判断に基づき、ヘルパーが利用者様の居宅を訪問して日常生活上の世話をを行います。

(4) 訪問看護サービス

連携先の訪問看護から看護師が定期的に状態観察や受診判断をし、サービス提供致します。

4 利用料金

(1) 利用料金

介護保険法その他の関係法令に基づいて算定した額を利用料金として請求します。
(別紙「料金表」)介護報酬見直し等の法改正により料金に変更となる場合があります。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) その他

①利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者のご負担になります。

②料金の支払方法は 毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、当月末日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払い方法は、口座自動振替、銀行振込、現金払いの3通りの中からご契約の際に選べます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

① 当重要事項説明に同意いただき、契約を締結したのち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成して、サービスの提供を開始します。なお、居宅サービス計画の作成を依頼されている場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

② 当事業所の職員が、サービス提供のためお伺いするにあたって、事前に利用者のご了解を得たうえ、研修生または実習生を同伴することがあります。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。なお、文書は、当方で用意してありますので、必要なおときはお申しつけください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

④ 利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、15日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

① 利用者が施設に入所した場合(但し、在宅相互利用の場合は除く)

② 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合

③ 利用者が、お亡くなりになった場合または被保険者資格を喪失した場合

6 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

在宅生活を送る上で身体的機能や精神的機能の低下により、生活行為を自力で成り立たせることが困難な要介護状態にある高齢者に対し、家族を含めて安心、かつ、

快適な生活が送れるよう適正な訪問介護を提供します。

24時間365日実施し、必要なサービスを、必要な時に、必要なだけ提供することを基本としています。

巡回、スポットおよび滞在的派遣による入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる充実した援助をはじめ、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービス等各分野の専門機関との連携援助といったチームケアを実践することで、利用者の有する能力に応じた自立した生活、可能な限り住み慣れた地域での生活が続けられるよう援助します。

特に、訪問看護ステーションとの連携を深め、統一した利用者接遇の充実を図ります。

(2) サービス利用のために

| 事 項 | 有無 | 備 考 |
|---------------|----|---|
| ホームヘルパーの変更の可否 | 有 | 変更を希望される方はお申し出下さい |
| 男性ヘルパーの有無 | 有 | |
| 採用時の研修の実施 | 有 | 入職後1ヶ月以内に実施しています |
| 従業者への研修の実施 | 有 | |
| サービスマニュアルの作成 | 有 | |
| 第三者・自己評価の実施 | 有 | 実施機関 ヒューマン・ブラザーズ株式会社 実施日 令和4年3月6日 評価結果 東京福祉ナビゲーション 東京都福祉サービス第三者評価 https://www.fukunavi.or.jp をご一読ください。 |

(3) 訪問看護事業所との連携

やのくち訪問看護ステーションとは、利用者の身体状況や病気についてアセスメント、随時対応サービス（相談）にあたっての連絡、指導助言をうけます。利用者の希望により委託している事業所以外の訪問看護事業所を利用することも可能とします。

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

8 事故発生時の対応

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故については、損害賠償を速やかに行います。

(緊急時・事故発生時の連絡先)

| | | |
|------|-----------|-----|
| 主治医 | 病院・診療所名 | |
| | 医師氏名（科目） | () |
| | 住所 | |
| | 電話番号 | |
| ご家族等 | 氏名（続柄） | () |
| | 電話番号 | |
| | 勤務先又は携帯番号 | |

9 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止指針を掲げ、それを基に以下の定める事項の行為を実施します。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年1回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に（年1回以上）開催するとともに、新規採用時には必ず実施します。
- (4) 前3項を適切に実施するための専任責任者を任命します。

利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また、虐待防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は速やかに区市町村及び管轄の居宅介護支援事業所、高齢者支援センターに報告します。

10 業務継続計画書の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護事業の提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画に（以下「業務継続計画」という）従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 サービス内容に関する苦情

(1) 利用者相談・苦情担当

- ① 苦情解決責任者 施設長名 安諸 剛志 電話 042-370-2202
※受付は平日の8:30～17:30（不在の場合がありますので来苑を希望される方も 予め電話でご連絡をお願いします。）
- ② 管理者 担当者名 大作 智恵 電話 042-370-2202
※受付は平日の8:30～17:30（不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。）
- ③ 在宅サービスグループ担当 担当者名 櫻井 寿人 電話 042-370-2202
※受付は平日の8:30～17:30（不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。）
- ④ 苦情解決第三者委員会事務局 担当者名 堀内 賢治 電話 042-331-2001
※受付は平日の8:30～17:30（不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。）

(2) その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ① 区市町村名 稲城市
担当 稲城市福祉権利擁護センター 電話 042-378-5459
- ② 東京都国保連合会苦情相談窓口専用 電話 03-6238-0177
対応時間 平日9:00～17:00まで（土・日・祝日を除く）

12 当法人の概要

別紙「当法人の概要」をご参照ください。

令和 年 月 日

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

住 所 〒206-0823
東京都稲城市矢野口1804-3

法人名 社会福祉法人正吉福祉会
代表者名 理事長 櫻井 千馨 印

事業所名 ホームヘルプステーションやのくち正吉苑
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
説明者 所属 訪問介護チーム（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）
氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名

(代理人) 住所
氏名
続柄